（経過措置）

2　法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。）の令和七年四月一日以後に終了する事業年度において所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号。以下「改正法」という。）附則第四十八条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における改正法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十五条第三項又は第四十六条の規定（以下「旧規定」という。）の適用がある場合における当該事業年度に係る法人税の申告については、改正法附則第四十八条第一項又は第二項の規定にかかわらず、旧規定は、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第三条第一項に規定する政令で定める規定に含まれないものとする。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百五十五号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）の施行に伴い、並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十条第三項、第十一条の三、第十三条の二第十三項、第十四条、第十八条の五第一項、第十八条の七、第二十三条及び第三十八条の二第二項第六号イの規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項を次のように改める。

3　第三章において「人格のない社団等」、「法人課税信託」、「棚卸資産」、「事業年度」、「確定申告書」、「中間申告書」又は「減価償却資産」とは、それぞれ法第二条第三項第一号から第六号まで又は第十号に規定する人格のない社団等、法人課税信託、棚卸資産、事業年度、確定申告書、中間申告書又は減価償却資産をいう。

第十二条の二第四項第一号中「第十条の五の四第一項及び第二項」を「第十条の五の四第一項から第四項まで」に改め、「第四十一条第一項」の下に「、第四十一条の三の三第一項」を加え、「第七項まで」を「第八項まで」に、「第四十一条の三の三第一項」を「第四十一条の三の十一第一項」に改め、同条第八項中「第十条の五の四第一項及び第二項」を「第十条の五の四第一項から第四項まで」に改める。

第十二条の三第四項中「及び第二項の」を「から第四項までの」に改める。

第十三条の二の二第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同条第三号を同条第二号とする。

第十三条の六第一項中「第四十一条第二十三項」を「第四十一条第二十五項」に改める。

第十四条を削る。

第十四条の二第一項及び第二項中「第十二条の二第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条第三項及び第四項中「第十二条の二第二項」を「第十二条第二項」に改め、同条を第十四条とする。

第十四条の三中「第十二条の三」を「第十二条の二」に改め、同条を第十四条の二とする。

第十五条第一項中「第四十一条第三十四項及び第三十五項」を「第四十一条第三十六項及び第三十七項」に、「同条第三十四項」を「同条第三十五項」を「同条第三十七項」に改め、同条第二項中「同条第三十四項」を「同条第三十五項」に、「第四十一条第三十四項」を「第四十一条第三十六項」に改め、同条第四項中「第四十一条第三十四項」を「第四十一条第三十六項」に改める。

第十五条の二第一項中「第十三条の二第三項に規定する政令」を「第十三条の二第四項に規定する政令」に改め、同項第一号中「第十三条の二第三項」を「同条第四項」に改め、同項第三号中「第十三条の二第三項」を「第十三条の二第四項」に改め、同条第二項中「第十三条の二第四項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第三項中「第十三条の二第四項」を「第十三条の二第五項」に改め、同条第四項中「第三項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受ける」を「第四項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受ける」に改め、同項第一号中「第三項」を「第四項」に、「同条第三十四項及び第三十五項」を「同条第三十六項及び第三十七項」に、「第四十一条第三十四項」を「第四十一条第三十六項」に、「同条第三十五項」を「同条第三十七項」に改め、同項第二号中「又は第三項」を「又は第四項」に、「同条第十三項」を「同条第十五項」に、「第十六項」を「第十八項」に改め、同項第三号中「第十三条の二第三項」を「第十三条の二第四項」に、「第四十一条第十三項」を「第四十一条第十五項」に、「同条第十五項」を「同条第十七項」に、「第十三条の二第四項」を「第十三条の二第五項」に、「同条第十九項」を「同条第二十一項」に改め、「旨」と」の下に「、同号ホ中「法第四十一条第十三項」とあるのは「震災特例法第十三条の二第三項」と」を加え、「同条第三十四項」を「同条第三十六項」に、「第四十一条第三十四項」を「第四十一条第三十六項」に改める。

第十八条の三を次のように改める。

第十八条の三　削除

第十八条の四第一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同条第二項中「若しくは第二号」を削る。

第十八条の六第一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第二項中「第三十二条第二項」の下に「及び第三項」を加え、「同項」を「同条第二項」に、「この項」を「この条」に、「及び」を「並びに」に、「から第三号まで」を「及び第二号」に、「とする」を「と、同条第三項中「係る」とあるのは「係る震災特例法第十八条の六第一項の規定によりみなして適用する」とする」に改める。

第十八条の七第二項中「（法第十九条第十四項において準用する場合を含む。）」を削り、「、租税特別措置法」を「、同法」に改める。

第十九条を削る。

第二十条中「第二十二条」を「第十九条」に改め、同条を第十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

第二十条　削除